

3 電子商品監視（EAS）機器の電波が植込み型医用機器へ及ぼす影響を防止するための指針[※]

- ア 植込み型医用機器の装着者は、EAS 機器が設置されている場所及び EAS ステッカ(下図)が貼付されている場所では、立ち止まらず通路の中央をまっすぐに通過すること。
- イ 植込み型医用機器の装着者は、EAS 機器の周囲に留まらず、また、寄りかかったりしないこと。
- ウ 植込み型医用機器の装着者は、体調に何らかの変化があると感じた場合は、担当医師に相談すること。
- エ 植込み型医用機器に対する EAS 機器の影響を軽減するため、更なる安全性の検討を関係団体で行っていくこと。

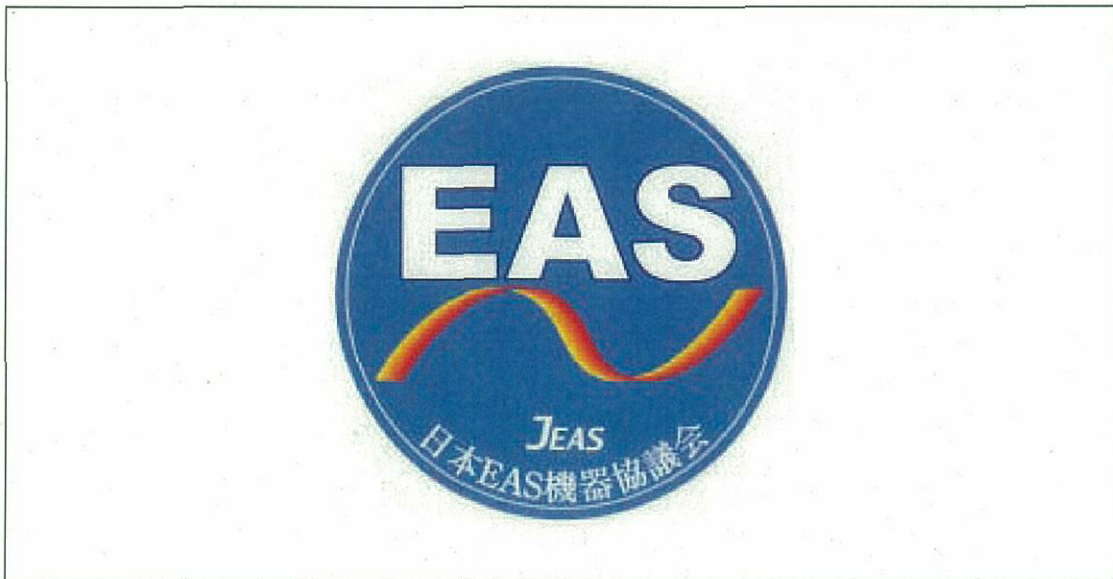


図 EAS ステッカ

注： 本指針の対象としている電子商品監視（EAS）機器とは、感知ラベルやタグを貼り付けた商品がレジカウンターで精算されずにこの機器のセンサーを通過したときに警報音を発することにより商品の不正持出しを防止する機器のことである。

※ 図の EAS ステッカは、日本 EAS 機器協議会の許諾を得て使用しています。